

放射線業務運営検討会 要綱

(設置)

第1条 放射線業務において、各診療部門の効率的運営を図るため、放射線業務運営検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 放射線の業務執行の効率化に関すること。
- (2) 各診療科と放射線科との連絡調整に関すること。
- (3) 放射線業務に係る受付体制に関すること。
- (4) その他検討会が必要と認める事項。

(組織)

第3条

- 1 検討会にはリーダーおよびサブリーダーを置く。
- 2 検討会はメンバー若干名をもって組織し、別表第1に掲げる職員の中からリーダーが各科の代表者を指名する。

(リーダー及びサブリーダー)

第4条 サブリーダーはリーダーが指名する。

(職務)

第5条

- 1 リーダーは検討会を代表し会務を総理する。

2 サブリーダーは会務を補佐し、リーダーに事故あるとき、またはリーダーが欠けたときは その職務を代理する。

(会議)

第6条

- 1 検討会はリーダーが召集する。
- 2 リーダーは検討会の会議の議長となる。
- 3 会議は出席依頼をした診療科代表と関係するメンバーの半数以上の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 5 リーダーは、必要と認めるときに書面によりメンバーの賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(意見等の聴取)

第7条 検討会は必要あると認めるときは、関係メンバーの出席を求め、意見もしくは説明を聴き、また、これらのメンバーに対して資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は中央放射線部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項はリーダーが検討会に諮って定めることができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

1 主に関係する各診療科の代表者、各診療科の科長が指定するもの

2 看護局が指定するもの

所轄の看護科長ならびに看護師長

3 中央放射線部技術科が指定するもの

技術科長および主査、部門責任者等

4 医療情報企画課が指定するもの

5 医事担当課が指定するもの